平成２３年（フ）第７４２号
岡山県備前市香登西535番地16、旧住所岡山県備前市大内730番地１　グランディールＢ―202
債務者　福田　　毅
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４５号
岡山県備前市日生町日生2329番地
債務者　磯本　美加
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５８９８号
東京都荒川区西日暮里１丁目22―10
債務者　広山裕彦こと　姜　　裕彦
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９５８号
東京都板橋区高島平４丁目19―６
債務者　五十嵐陽史
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２３９号
東京都台東区竜泉３丁目14―２
債務者　中川　雄貴
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５２２号
東京都台東区柳橋１丁目２－６
債務者　西田　　栄
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３７１号
東京都荒川区西尾久７丁目42―12―501
債務者　佐藤　幸枝
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３８７号
東京都豊島区南長崎２丁目３－３―202
債務者　發地　裕之
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３９５号
東京都板橋区大谷口北町81―１
債務者　久慈　美雪
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４３５号
東京都葛飾区青戸６丁目４―13―102
債務者　相川ハルエ
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４５５号
千葉県市原市五井2195―６―101
債務者　岩月　　幹
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４６６号
東京都西東京市南町１丁目２―17―208
債務者　羽鳥　浩一
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４８４号
東京都江東区福住１丁目13―３―302
債務者　沼尾　浩子
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５００号
東京都板橋区高島平７丁目31―７―103
債務者　井伊　信子
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５１７号
東京都豊島区西池袋２―25―17　とくや荘１階、住民票上の住所東京都豊島区千早２丁目40―３―101
債務者　石川　義文
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５２３号
東京都練馬区北町１丁目５―17―303
債務者　瀧口千保三
１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部